

日本レコード協会規格

RIS 306 - 1998

オーディオカセットテープレコードの表示事項及び表示方法

1980年 7月25日制定

1990年 4月27日改正

1992年12月25日改正

1998年 1月27日改正

社団法人 日本レコード協会

日本レコード協会規格

RIS 306-1998

オーディオカセットテープレコードの表示事項及び表示方法

1. 適用範囲 この規格は、JIS S 8604 に準拠して製造された一般市販用のオーディオカセットテープレコード（以下、カセットテープと略称する。）の表示事項及び表示方法について規定する。

2. 引用規格 この規格の引用規格を、次に示す。引用規格は、その最新版を適用する。

JIS S 8604 カセットテープレコード

JIS X 0501 共通商品コード用バーコードシンボル

RIS 307 カセットテープレコード用附属品

RIS 502 レコード商品番号体系

3. 表示事項及び内容 カセットテープに表示されるべき基本的な項目及びその内容は、次による。

ただし、18)及び19)項は、JIS 規格外品には表示できない。

- 1) レーベルマーク 当該カセットテープを発売するレコード会社が所有・管理する商標、原盤契約などに基づき使用する商標・マークなどの総称。
- 2) 収録内容 作品名（総合タイトル、個々の作品の題名・曲名など）、作者名（作詞者名、作曲者名など）、実演家名（歌手、演奏者、指揮者など）など、当該カセットテープに収録されている作品の内容に関する情報の総称。
- 3) 録音方式又はその略号 当該カセットテープに用いられた音源の録音方式名又はその略号。
- 4) 種類 当該カセットテープに用いられたテープの種類（ポジション）の別。
- 5) プログラム帯区分 当該カセットテープに収録されているプログラム帯を識別するもの。
- 6) 収録時間 当該カセットテープに収録されているプログラム帯の長さ（時間）。
- 7) 録音使用許諾表示 当該カセットテープに収録された音楽著作物は、権利者の許諾を得たものであることを明示するもの。
- 8) ・表示 ・⁽¹⁾ 表示は、当該カセットテープに関するレコード製作者の権利について、実演家等保護条約⁽²⁾ 及びレコード保護条約⁽³⁾ の規定に基づく条約上の保護を受けるための必要要件。

注⁽¹⁾ Phonogram の略称。

⁽²⁾ 実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約

⁽³⁾ 許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約

- 9) 発売年月日 当該カセットテープの新譜発売年月日（定期発売日又は臨時発売日）。
- 10) ・ / ・ 表示 当該カセットテープが邦盤であるか，洋盤であるかを識別する記号。
“邦盤”と“洋盤”の区分は，音楽の邦楽・洋楽とは関係なく，収録されている作品の音源が国内原盤のときは“邦盤”，外国原盤のときは“洋盤”とする。
- 11) 貸与許諾禁止表示 当該カセットテープを発売するレコード会社が貸与権に基づき，貸与許諾を禁止している商品の場合，その旨を明示するもの。
- 12) 無断賃貸・複製禁止表示 レコード会社及び関係権利者の権利擁護のため，貸与権及び複製権に基づき，違法な賃貸・複製行為を禁止する表示。
- 13) 原産国表示 当該カセットテープを製造した国名の表示。景品表示法に基づく商品の原産国に関する不当な表示（告示）及び運用基準による。
- 14) 商品番号 RIS 502 に基づく商品分類用の記号・番号（日用品番）。
- 15) J A Nコード JAN (Japanese Article Number)コード体系に基づく POS システム用バーコード。
- 16) 価 格 当該カセットテープを発売するレコード会社が表示する小売価格。
- 17) 再販価格適用期限 時限再販制度に基づく再販価格の適用期限（年月日）を示す表示。
- 18) JIS マーク 工業標準化法に基づき JIS 表示許可工場に指定された工場が，JIS（日本工業規格）によって製造したカセットテープに表示する品質保証マーク。
- 19) JIS 表示許可番号 JIS 表示許可工場に与えられた許可番号。
- 20) 発売会社名又はその略号 当該カセットテープを発売するレコード会社の社名又はその略号。
- 21) 製造会社名又はその略号 当該カセットテープを製造した会社の社名又はその略号。
- 22) 製造番号又はロット番号 当該カセットテープの製造番号又はロット番号。
- 23) 注意事項 消費者の不用意な取扱や保管による事故を防止するための記載事項。
- 24) 録音関係事項 消費者の誤解・誤認を防止するために表示する録音に関する記載事項。

4. 表示の方法 表示の方法は，原則として次のとおりとする。

- 1) レーベルマーク レーベルマークの表示は，それぞれの社内規定或いは関係権利者との契約などに準拠して，適切に行うものとする。
- 2) 収録内容 作品名（総合タイトル，個々の作品の題名・曲名など），作者名（作詞者名，作曲者名など），実演家名（歌手，演奏者，指揮者など）などを，できるだけ具体的，かつ，詳細に表示するものとする。

社団法人 日本音楽著作権協会（JASRAC）の管理楽曲を使用する場合は，同協会との録音使用許諾契約によるものとする。

なお，ラベルに詳細な表示が困難なときは，歌詞カード，インデックスカードなどに適切に記載すること。

- 3) 録音方式又はその略号 モノホニック録音又はステレオホニック録音の別を表示する。
ここでいう略号とは，モノホニック録音を“モノ”又は“MONO”，ステレオホニック録音を“ステレオ”又は“STEREO”と略称したり，若しくは IEC 規格に基づく記号

の表示をいう。

なお、同一のカセットテープにモノとステレオの音源が混在しているときは両方式名を併記し、かつ、個々の音源が識別できる表示を付記する。また、いわゆる“音声多重カラオケ”については、その旨を表示する。

- 4) 種類 ノーマルポジション、ハイポジション又はメタルポジションの別を表示する。
ただし、ノーマルポジション（録音特性の時定数が $120\mu\text{s}+3180\mu\text{s}$ ）は、表示を省略してもよい。
- 5) プログラム帯区分 当該カセットテープに収録されているプログラム帯を識別するための表示。
サイド1・サイド2（又はA・B）の別が識別できるよう表示する。
- 6) 収録時間 当該カセットテープに収録されているプログラム帯の長さ（時間）を表示する。
表示の方法は、個々の作品別の収録時間、各プログラム帯別の合計収録時間又は全プログラム帯の総合計収録時間のいずれかの方法で行うものとする。
- 7) 録音使用許諾表示 社団法人 日本音楽著作権協会との録音使用許諾契約に基づき、指定のマークを表示する（通称、JASRACマーク）。
- 8) ・表示 実演家等保護条約及びレコード保護条約の規定に従い、“・”記号と“最初の発行年（西暦）”とを併記する。
また、“最初の発行年”が異なる音源が混在している作品が収録されている場合には、それぞれの音源に対応するよう記載する。

例 ・ 1997

- 9) 発売年月日 新譜として発売するときの年月日（定期発売年月日又は臨時発売年月日）を表示する。
ただし、実演家等保護条約、レコード保護条約、WTO⁽⁴⁾のTRIPS協定⁽⁵⁾に基づき保護の対象となる洋盤（外国原盤）の場合には、“世界最初の発売年月日”を併記する。

注⁽⁴⁾ 世界貿易機構

⁽⁵⁾ 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定

a) 印刷の方法

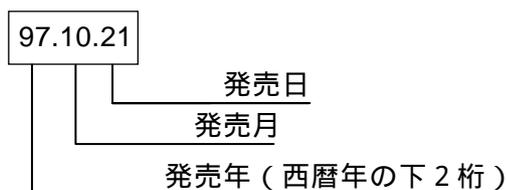
活字： ヘルベチカ・レギュラー10級（7ポイント）

枠： 高さ3mm，幅（邦盤：約10mm，洋盤：約20mm⁽⁶⁾），表ケイ

印刷： 白抜き又は墨のせ

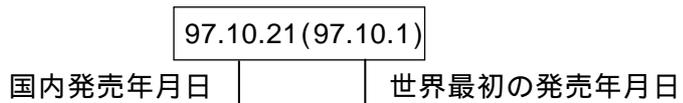
注⁽⁶⁾ 保護対象の洋盤に適用する。

b) 邦盤（国内原盤）の表示例

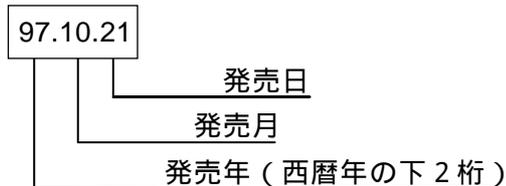


c) 洋盤（外国原盤）の表示例

保護対象商品の場合



その他商品の場合



- 10) \textcircled{L} / \textcircled{Y} 表示 邦盤（国内原盤）と洋盤（外国原盤）とを識別する記号は，邦盤は“ \textcircled{L} ”，洋盤は“ \textcircled{Y} ”とし，その大きさは直径約 3 mm とする。

この記号は，“発売年月日”表示の右側に隣接して表示する。

- a) 邦盤（国内原盤）の表示例

97.10.21 \textcircled{L}

- b) 洋盤（外国原盤）の表示例

97.10.21(97.10.1) \textcircled{Y}

- 11) 貸与許諾禁止表示 貸与許諾禁止の識別記号は“ \textcircled{X} ”とし，その大きさは直径約 3 mm とする。

この記号は，“発売年月日”，“ \textcircled{L} / \textcircled{Y} ”表示の右側に隣接して表示する。

- a) 邦盤（国内原盤）の表示例

97.10.21 $\textcircled{L}\textcircled{X}$

- b) 洋盤（外国原盤）の表示例

97.10.21(97.10.1) $\textcircled{Y}\textcircled{X}$

- 12) 無断貸貸・複製禁止表示 次に例示する方法によって，違法な“無断貸貸”及び“無断複製”の行為を禁止していることを明示する。

- a) 無断貸貸禁止の表示例

< 邦盤の一定期間貸与禁止商品の場合 >

“このテーブルコードは，一定期間貸与非許諾商品ですが，この期間経過後も権利者の許諾なく貸貸業に使用することを禁じます。”

< その他商品の場合 >

“このテーブルコードを権利者の許諾なく貸貸業に使用することを禁じます。”

- b) 無断複製禁止の表示例

- ・ “個人的に楽しむなどのほかは，著作権法上，無断複製は禁じられています。”
- ・ “個人的に楽しむなどの場合を除き，著作権法上，無断複製は禁じられています。”

- ・ “個人的に利用するなどのほかは，著作権法上，無断でテープ等に録音することは禁じられています。”
 - ・ “個人的に利用するなどの場合を除き，著作権法上，無断でテープ等に録音することは禁じられています。”
- 13) 原産国表示 当該カセットテープがどこの国で製造されたか，その製造国名を明示しなければならない。
- 日本製であることの表示例としては，次に示すものがある。
- 例 1. MADE IN JAPAN
- 例 2. MANUFACTURED BY CO., LTD. JAPAN
- 14) 商品番号 商品取引が円滑に行えるように，外観から明瞭，かつ，容易に読み取ることができるように表示するものとする。
- このとき，活字の大きさは 10 級（7 ポイント）以上とする。
- 15) JANコード バーコードシンボル（POS 用バーコード）は，販売店などにおける POS レジスタで確実に読み取ることができるように表示する。
- なお，バーコードシンボルは，JIS X 0501 に準拠したものであること。
- 16) 価格 消費者が商品選択する際の重要な要素であるので，外観から明瞭，かつ，容易に読み取ることができるように表示するものとする。
- このとき，活字の大きさは 10 級（7 ポイント）以上の太字とする。
- 17) 再販価格適用期限 再販価格を表す記号は“ $\text{\textcircled{R}}$ ”とし，その大きさは直径約 3 mm とする。
- この記号は，再販価格の適用期限を示す年月日（西暦）とを一体で表わす。
- この表示は，“発売年月日”の表示に近接した位置に記載する。
- a) 1 段表示の例
- 97.10.21
- $\text{\textcircled{I}}\text{\textcircled{X}}\text{\textcircled{R}}$
- 99.10.20まで

97.10.21(97.10.1)

表示例を，次に示す。

例 1. 製造会社と発売会社が同一の例

株式会社 (㊦) 123456

例 2. 製造会社と発売会社が異なる例

a) 発売元 株式会社

製造元 株式会社 (㊦) 123456

b) 発売元 株式会社 (㊦) 123456 AB

JIS 工場の許可番号	JIS 工場の略号
-------------	-----------

22) 製造番号又はロット番号 製品管理のための番号で，ユーザクレームなどの事故発生時に，原因説明のロット追跡ができるものをいう。

なお，この番号は，製品の製造工程管理のために，製造会社が独自に付番するものである。

表示例を，次に示す。

例 AB12345

23) 注意事項 消費者の不用意な取扱や保管による事故を防止するために必須の表示である。

次に掲げる表示例を，8 級（5.5 ポイント）以上の活字を用いて記載する。

< 取扱及び保管上のご注意 >

再生上のトラブル，テープの劣化，損傷の原因となりますので，以下のことをお守りください。

テープの巻たるみをとってご使用ください。

カセットを分解したり，テープを引き出したりしないでください。

また，テープをアルコール等の薬品でふかないでください。

直射日光の当たる場所や高温・多湿の場所には保管しないでください。

磁気に近づけたり，磁気のそばには置かないでください。

カセットテープは，元のケースに入れて保管してください。

24) 録音関係事項 次に例示するような場合には，その旨を適切な方法で表示する。

各プログラム帯の収録時間差が 1 分間以上あるとき。ただし，各プログラム帯ごとに収録時間が表示されているものは除く。

雑音低減装置（ノイズリダクションシステム）を使用して録音したとき。

モノホニック録音の音源を技術的にステレオ化したとき。

S P レコードからの再録など古い音源を使用したとき。

コンサートなどの実況録音の音源を使用したとき。

“演奏もの” や “カラオケ” など，歌唱ものなどと誤認されるおそれのあるとき。

多数曲をメドレーに編曲した音源を使用したとき。

技術的事項を用いたキャッチフレーズ，マークの類を使用したとき。

5. 表示の場所 表示の場所は、原則として表1のとおりとする。

なお、この規格で用いる附属品の呼称は、RIS 307による。

表1 表示の場所

表示項目	表示の場所			
	本体 (ラベルを含む)	歌詞 カード	インデックス カード	スリーブ
1) レーベルマーク				
2) 収録内容				
3) 録音方式又はその略号				
4) 種類				
5) プログラム帯区分				
6) 収録時間				
7) 録音使用許諾表示				
8) © 表示				
9) 発売年月日				
10) ℒ/℥ 表示				
11) 貸与許諾禁止表示				
12) 無断貸貸・複製禁止表示				
13) 原産国表示				
14) 商品番号				
15) JANコード				
16) 価格				
17) 再販価格適用期限				
18) JISマーク				
19) JIS表示許可番号				
20) 発売会社名又はその略号				
21) 製造会社名又はその略号				
22) 製造番号又はロット番号				
23) 注意事項				
24) 録音関係事項				

備考 1. 印は、指定するそれぞれの場所に、必ず表示するもの。

2. 印は、同一番号内において、指定の場所又はそのいずれかの場所に表示するもの。

3. 印は、該当する場合についてのみ適用する。

4. カセットテープレコードで、スリーブを使用しないときのインデックスカードへの表示は、スリーブの欄を適用する。

5. 組物用のケース、ボックス等への表示は、スリーブの欄を準用する。

オーディオカセットテープレコードの表示事項及び表示方法 解説

1. 規格制定・改正の趣旨及び経緯

1.1 制定の趣旨 レコードに関する表示には、消費者とのコミュニケーションに必要な様々な表示のほか、レコード製作者及び関係権利者の権益を擁護するための著作権法、著作権及び著作隣接権に関する国際条約に基づく表示、景品表示法に基づく表示、更にはレコード会社としての円滑な業務遂行に必要な表示など、多種多様な表示事項があるが、これらの表示事項に不備・脱落などがあった場合には、消費者の苦情の対象になるばかりでなく、レコード製作者及び関係権利者の権益を損なったり、或いはレコード会社としての業務遂行に支障を来したりする。

このため、オーディオテープレコードの日本工業規格（JIS S 8603, S 8604）が制定されたのを機に、関係法律、契約条項、各社の実情などを調査して“テープレコードの表示事項及び表示方法（RIS 306）”を作成・制定した（1980年7月）。

1.2 前回までの改正の経緯 この規格は、1990年と1992年の2回にわたり改正が行われた。

第1回（1990年）の改正は、消費税の導入と市場動向の変化に伴う新たな表示項目の追加、消費者保護行政上表示の適正化、オーディオCD表示規格との整合性の必要などに対応するために行った。この際、規格標題を“オーディオテープレコードの表示事項及び表示方法”と改めた。

第2回（1992年）の改正では、著作権法の一部改正に伴う貸与権行使についての新ルールの運用と時限再販制度の導入への対応から、表示の内容・方法を変更する必要が生じたため、関係項目の追加と見直しを行った。

1.3 今回（1998年）改正の趣旨 今回の改正では、消費税率の変更と海賊版などの違法行為に適切に対応すると共にオーディオCD表示規格との整合性を持たせるため、関係項目の整備に主眼を置き、かつ、消費者に対してより判り易い表示の内容・方法に改めるべく、規格書の体裁を含め、規格全体の見直しを行った。

また、従来の規格書標題は“オーディオテープレコード”の名称を用いてきたが、“カートリッジテープ”が現在ほとんど生産されていないことから、規格対象から外し、今回の改正において標題を“オーディオカセットテープレコードの表示事項及び表示方法”と改めた。

2. 規格運用に際しての留意点 この規格では、カセットテープに必要とされる基本的な表示事項と、これに対する原則的な表示方法を規定している。

したがって、この運用に際しては、この規格を参考に社内規定類を整備するなど、それぞれの社内の実情に則した具体的な運用ルールを定め、消費者の保護や権利の擁護などに不備が生じないように社内関係部門への趣旨の徹底を図られることが望ましい。

以下に、従来からの経緯を含め、その主な留意点について補足説明する。

2.1 適用範囲（本体の1.） この規格では，JIS S 8604に準拠して製造されるカセットテープの内，一般市販用のものを対象とした。

なお，通販用又は特販用として供給するカセットテープについても，この規格を参考に適切に対処されることが望ましい。

また，“カートリッジテープ”は，現在ほとんど生産されていないことから，規格対象から外し，対象を“カセットテープ”に限定した。

なお，旧規格で“備考”に掲げていた引用規格は，この規格では“2.”に移行した。

2.2 表示事項及び内容（本体の3.） ここでは，カセットテープに表示されるべき基本的な項目を掲げてある。

したがって，収録される作品の種類・内容などによっては表示を必要としない項目もある。また，関係権利者との契約或いは自らの判断で規定項目以外を表示することは何ら差し支えない。

2.3 表示の方法（本体の4.） ここでは，原則的な表示の方法を示してあるので，それぞれの実態に則して適切に対処されたい。

特に，これらの表示項目は，明瞭に読み取ることが必要要件である。このため，印刷に際しては，表示項目と絵柄との明瞭度が十分に確保されるよう配慮されたい。

1) レーベルマーク レーベルマークは，それぞれの企業やアーティストなどを端的に表す重要な表示であるので，それぞれの社内規定や関係権利者との契約などに基づいて，適切に表示されたい。

2) 収録内容 RIS204と整合させるために今回の改正で“録音内容”を“収録内容”と改めた。

なお，JIS（S 8604）では，“録音内容”のままであるので注意を要する。

この収録内容の表示は，消費者が外観から収録されている音楽などの内容を容易に知ることができるよう，できるだけ詳細に行う必要がある。

また，社団法人 日本音楽著作権協会の管理楽曲を使用する場合は，同協会との録音使用許諾契約で，具体的に規定されているので，これに準拠することとした。

3) 録音方式又はその略号 この表示は，従来のアナログディスクのJIS（S 8601）では“モノ”の表示は省略してもよい”こととされていたが，日本工業標準調査会家庭電器部会でのJIS 原案審議の際，“表示の省略は消費者保護行政上好ましくない”との指摘があったため，1979年制定のテープレコード JIS（S 8603, S 8604）から“モノ”と“ステレオ”の識別を明確に行うことになったので，この規格でもこの規定を採用している。

また，“モノ”と“ステレオ”の音源が混在しているときは両方式名を併記し，本体などに記載の個々の作品のうち，“モノ”又は“ステレオ”いずれか少ない方の作品に“*”などを付け，“*印はモノ（又はステレオ）である”旨を記すなどの方法によって，消費者が外観から容易に識別できるよう表示することになっている。

なお，IEC 規格でいう録音方式を表す記号は，次のとおりである。

解説表 1 IEC 規格の表示記号

録音方式名	表示記号
ステレオホニック	∞
モノホニック	

- 4) 種類 カセットテープの種類は、JIS(S 8604)で現在3種類のものが規定されているので、プレーヤとの互換性保持のため、この表示が必要である。ただし、“ノーマルポジション”は、表示を省略してもよいことになっている。

解説表 2 種類

種類	録音特性(時定数 μs)		参考 テープタイプ
	t ₁	t ₂	
ノーマルポジション	120	3,180	Type
ハイポジション	70	3,180	Type
メタルポジション	70	3,180	Type

- 5) プログラム帯区分 2巻以上の組物カセットテープの場合の表示は、サイド1・2(又はA・B)の繰り返しではなく、プログラムの編成順序に従い、1, 2, 3, 4...と通し番号で表示することが望ましい。

- 6) 収録時間 収録時間の表示は、消費者が外観から収録容量を判断するときの目安となるよう表示するものである。

この表示は、消費者保護の観点から業界(テープ営業部会)で自主的に申し合わせたものである。

なお、表示の場所は、スリーブの裏面などに行うことにしている。

- 7) 録音使用許諾表示 この表示は、通称“JASRACマーク”とよばれているもので、社団法人日本音楽著作権協会の管理楽曲を使用する場合は、このマークの表示が必要である。

- 8) ©表示 この表示は、実演家等保護条約及びレコード保護条約に加盟している国のうち、方式主義を採用している国において、レコード会社の権利が保護される要件であり、レコード会社自らの権利を主張するためのものである。

しかしながら、一部に不適切な表示があり、権利保護上問題が生じた事例があったことから、今回の改正において、©表示は“最初の発行年が異なる音源が混在している場合には、それぞれの音源に対応するよう記載する”との規定を加えた。

一方、歌詞カードなどに歌詞・楽曲(楽譜)を印刷掲載する場合、万国著作権条約の規定に基づく条約上の保護を受けるためには、©表示の実行が要件となっているので、関係権利者の保護のために、できる限り当表示を実施することが望ましい。

この場合の表示には、歌詞・楽曲(楽譜)が印刷されている歌詞カードなどに“©記号”、“権利者名”、“最初の発行年”を近接した位置に併記する。

- 9) 発売年月日 商品に発売年月日を表示することは当然のことであり、かつ、レコードの場合は種々の権利擁護としても必要な表示である。

特に、洋盤（外国原盤）の場合には、実演家等保護条約、レコ - ド保護条約及び WTO の TRIPS 協定に基づく保護を受けるために必要なため、1992年の改正から“保護の対象となる洋盤”には“世界最初の発売年月日”を併記する規定を加えた。

今回の改正では、印刷する活字の大きさについては、従来は“10級以上”としていたが、最近の印刷ではコンピュータでデザインされるケースが多くなっていることから、“10級（7ポイント）以上”と改めた。

なお、この“世界最初の発売年月日”については、無方式主義を採用している国で発行された古い音源などの場合には、“発売日”までを特定することが困難なケースもあり得るので、それぞれの実情に則した社内の運用ルールを定めるなどして、適切に対処されたい。

- 10) ㊦/㊧ 表示 “㊦”と“㊧”の識別は、邦盤（国内原盤）と洋盤（外国原盤）とでは貸与権の運用が異なるため、両者を識別するために重要な表示である。
- 11) 貸与許諾禁止表示 この表示は、貸与権に基づき、貸与許諾を禁止するものに限り表示するものである。

従来の表示は、“レンタル禁止期限 年 月 日”と具体的に記載していたが、貸与権行使に関する運用ルールの改正に伴い、貸与許諾禁止は“⊗”記号で表し、この記号を“㊦/㊧”記号と共に“発売年月日”に隣接して記載することとなったので、1992年の改正からこの規定を採用している。

- 12) 無断貸貸・複製禁止表示 この表示は、違法な“無断貸貸”及び“無断複製”の行為を禁止するためのものであるため、レコード会社及び関係権利者の権利擁護のために本文に掲げる表示例を参考に適切に表示されたい。

このうち、“無断貸貸禁止表示の表示例”は、貸与権行使に関する運用ルールの改正に伴い表示方法が改められたので、1992年の改正からこれを採用している。

また、“無断複製禁止の表示例”については、今回の改正から“私的録音録画補償金制度”の導入に対応して法制委員会が研究した表示例を掲げてあるので、ここの中から適宜選択して採用されたい。

- 13) 原産国表示 この表示は、消費者保護行政の一環として“景品表示法”で規定されているものであり、適切な表示が必要である。
- 14) 商品番号 商品番号（日用品番）は、商品を特定するための記号・番号であり、通常取引ではこの商品番号が用いられる。このため、この商品番号を適切に運用するにはレコード業界としての統一したルールが必要なことから、RIS 502が制定されている。

また、この商品番号は、外観から明瞭、かつ、容易に読み取れることが必要要件であるため、1990年の改正から、“10級（7ポイント）以上の活字”を用いることとした。

なお、この商品番号は、製造工程の管理にも用いられるので、本体ラベルのほか、歌詞カード、インデックスカード、スリーブなど、すべての添付物にも表示が必要である。

- 15) JANコード バーコードシンボル（POS用バーコード）は、販売店などにおける POS レジスタで確実に読み取れることが絶対の要件である。
- 16) 価格 従来の小売価格の表示は、消費税導入に伴う“表示カルテル”によって“税込定価”と“税抜価格（本体価格）”とを併記してきた。更に時限再販制度の導入に際しての

公正取引委員会からの指導によって、1993年1月以降に発売する再販対象商品から“再販価格”、“税抜価格”及び“再販価格適用期限”を併記することになったので、その表示方法についての具体的な表示例を示して、表示の徹底を図ってきた。

しかし、1997年4月1日からの消費税率の変更に際しては、“表示カルテル”が認められないため、今回の改正では具体的な“表示例”は削除した。

したがって、消費者の混乱の回避、従来の表示価格との区別の容易さなどに十分考慮して、各社それぞれの自主的な判断で適切な表示を実施されたい。

- 17) 再販価格適用期限 この表示は、1992年の改正では“Ⓜ”記号と“税込価格”とを一体で表すことにしたが、今回の改正では“Ⓜ”記号と“再販価格適用期限(年月日)”とを一体で表すことによって、表示の明確化を図った。

また、今回の改正から、“再販価格適用期限”は“発売年月日”と近接した位置に表示することになったため、“Ⓜ”記号の大きさを“Ⓛ/Ⓨ”と“ⓧ”の記号の大きさに揃えた。

- 18) JIS マーク JIS マークの表示方法は、品目指定の告示で、“一商品ごとに印刷・押印又は刻印する”と本体への表示が規定され、容易に消えない方法で表示することになっている。

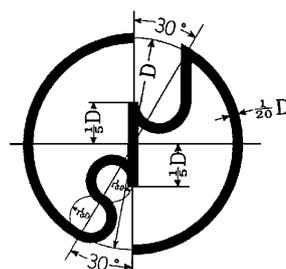
一方、消費者保護行政の一環として各地に消費者相談室・消費生活センター等の苦情処理機関があり、ここでは消費者保護の立場から JIS マークを見て購入するよう指導している。

このような状況から、当規格では工業標準化法の趣旨に則り、消費者が外観から容易に識別できるようスリーブ等外装にも JIS マーク表示を自主的に行うこととした。

ただし、JIS マークは、JIS 表示許可工場で製造された場合のみ表示出来るものである。

なお、JIS マークの図案は、解説図1のとおり規定されている(工業標準化法第19条及び同法施行規則第65条第1項第1号に基づく告示で定める様式の表示)。

解説図 1



- 19) JIS 表示許可番号 この表示は、JIS マーク表示商品がどこの JIS 表示許可工場で製造されたかを明確にするためのものである。

表示方法は、必ず JIS マークと一体又は近接した位置に表示することになっている。

- 20) 発売会社名又はその略号 自己の発売する商品に自社名を表示することは当然のことではあるが、一部に不明確なものが流通したために消費者保護行政上からも問題指摘があり、レコード関係 JIS では特にこの表示が義務付けられているので、適切な表示に留意された

い。

- 21) 製造会社名又はその略号 この表示についても、消費者保護行政上から問題の指摘があったが、レコード商品の特質から、この表示の徹底が困難なため、略号（記号）で表示してもよいこととなった。

この表示は、製造会社が実施するものであり、略号（記号）で表示する場合には、その具体的な運用方法について社内規定類で定めておくことが望ましい。

- 22) 製造番号又はロット番号 1993年の JIS (S 8604) の改正で新たに追加された事項であるため、今回の改正で追加した。

クレーム発生時などに、その原因をロットから追跡するための製品管理用の番号である。

- 23) 注意事項 すべての消費者が正しい商品知識を持っているとは限らないために、消費者の不用意な取り扱いや保管による事故を防止するために必須のものである。

このため、消費者保護行政上から一般消費財関係の JIS では、この表示の実施が義務付けられている。

今回の改正では、製造物責任法（PL 法）の精神に則った消費者保護対策の徹底を図るために作成した“レコードの表示に関するガイドライン”（1995年6月制定）から、関連する事項を採用している。

- 24) 録音関係事項 録音関係事項とは、主にカセットテープに収録されている作品の内容について、消費者の誤解・誤認を防止するためのものである。

この規格では、関係官庁・消費者保護団体などから要請された事項、消費者保護の観点から業界内で自主的に表示を申し合わせた事項を掲げてある。

以下、各項目について補足する。

プログラム帯の長さは、音源として使用するプログラムの長さによって決まるため、一律に規定することはできないが、この長さが極端に異なるときは製造上のミスと誤解されるおそれがある。

このため、カセットテープレコード JIS (S 8604) では、過去の苦情例から判断して、サイド1とサイド2プログラム帯に1分間以上の収録時間差があるときは、この旨を表示するよう規定されている。

雑音低減装置（ドルビーBタイプなど）を使用して録音したときの表示は、プレーヤとの互換性保持上必要なものである。

モノホニック録音の音源を技術的にステレオ化したときの表示については、先に公正取引委員会から消費者保護の観点から、統一用語の採用を要請されたので、関係会議で検討した結果、海外契約先のレコード会社でも種々の用語が使用されているため、契約上統一用語の採用は困難な状況が判明した。

このため、下記に例示するような表示を行うことを申し合わせ、公正取引委員会の了解を得ている。

“このレコードは、モノ録音の原盤から技術的にステレオ化したものである。”

過去の名演奏家の演奏或いは歴史的な事件・演述など、いわゆる復刻盤は、芸術的・文化的な価値を持つものとして歓迎されている。

しかし他方では、これら古い音源を使用したものは、現在の品質水準からみて製造ミスと誤解されたり、新録音と誤認して購入したなどの苦情の対象となる事例があったため、S Pレコ - ドからの再録など古い音源を使用したときは、この旨識別できる適切な表示を行うこととしている。

なお、マスタテープに含まれている会場雑音・演奏雑音などは、製造工程上発生するものではなく、かつ、演奏家など関係スタッフ一同が鑑賞上支障がないと判断したものであるが、この種の雑音でも苦情の対象となるので、予め消費者の苦情の対象になる恐れがあると判断されるものについては、適当な表示又は記述を付すことが望ましい。通常のレコード録音においては、専用の録音スタジオ或いはコンサートホールなどを使用して特別に録音することが多く、一般にもそのように理解されている場合が多い。

このため、コンサ - トなどの実演を録音した音源を使用しているときは、“ ライブ ” のように実況録音であることが識別できる表示を行うことにしている。ポ - カル曲を編曲した“ 演奏もの ” や“ カラオケ ” などの場合、これに歌手名を冠したり、歌手の顔写真を用いたりすると、消費者は当該歌手が歌唱したものと誤認して購入する恐れがあるため、“ 演奏もの ” 又は“ カラオケ ” であることが識別できる表示を行うこととしている。

なお、“ 演奏もの ” に“ インストルメンタル ” と表示することは、消費者保護団体から表示方法の改善を求められた事例があるので、この表示は使用しないこと。

多数曲をメドレ - に編曲した音源を使用した場合、単に収録曲名のみの表示では各曲が完全な形で録音されていると誤解されるため、“ メドレー ” であることが識別できる表示を行うことにしている。

レコードの技術・品質に関する表示を行う場合には、次の取扱基準によることにしている。

- a) 技術的事項を用いたキャッチフレーズ、マ - クの類を表示する場合、又は広告表現に使用する場合には、その表現が誇大にならないよう十分に留意すること。
- b) キャッチフレーズ、マ - クの類を表示する場合には、必ずそのレコードの優位性について、技術的な解説を解説書などに記載すること。
- c) 技術的な解説を記述するときは、一般消費者がその内容を十分に理解できるよう、できるだけ客観的データを示し、かつ、文章表現が誇大にならないよう留意すること。

2.4 表示の場所（本体の5.） この規格では、表1においてカセットテープに用いられる代表的なパッケージについて最低限必要な表示の場所を規定してあるので、関係権利者との契約又は自らの判断で規定の表示場所以外に表示することを妨げるものではない。

また、複数のカセットテープを収容する組物用外装品の表示場所については、種々の包装形態があつて一律に規定できないため、表1の備考5で“ スリーブの欄を準用する ” と規定した。

なお、今回の改正では、“ 化粧箱 ” の名称を“ スリーブ ” とし、RIS 307と同一の表現とした。

3.原案作成委員会 この規格の改正原案の作成は、技術委員会品質管理専門部会が担当した。

改正原案作成委員会 構成表

	氏 名	所 属
(幹事)	山 口 智 紹	東芝 EMI 株式会社技術生産本部品質保証部
(副幹事)	海老原 憲 一	キングレコード株式会社業務部
(委員)	河 口 勉	日本コロムビア株式会社生産本部製造部
	吉 武 勇 次	日本ビクター株式会社ディスク事業部品質保証部
	金 子 寿美男	日本ビクター株式会社 MRS 事業部技術部
	阪 口 修 一	テイチク株式会社奈良事業部
	安孫子 輝 明	ポリグラム株式会社編集デザイングループ
	島 田 正 雄	株式会社徳間ジャパンコミュニケーションズ商品管理部
	増 田 昌 彦	株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント プロダクションセンター品質管理グループ
	田 中 一 郎	株式会社ポニーキャニオン編成部
	土 橋 裕	パイオニア LDC 株式会社 CS 室
	高 橋 秀 一	エイベックス・ディー・ディー株式会社販促営業本部 販売促進第 1 部
(事務局)	北 村 幸 市	社団法人日本レコード協会技術部
	赤 塚 祐一郎	社団法人日本レコード協会技術部
	畑 陽一郎	社団法人日本レコード協会技術部

審議制定 : 社団法人日本レコード協会 技術委員会 (委員長: 富塚 勇, 1998.1.27)
原案審議 : 営業部会 (幹事: 植松 常司, 1997.11.14)
著作権部会 (1997.12.10)
消費者専門部会 (幹事: 小林 忠男, 1997.12.19)
原案作成 : 品質管理専門部会 (幹事: 山口 智紹, 1997.11.14)
発 行 : 社団法人日本レコード協会
東京都中央区銀座7-16-3 日鐵木挽ビル (〒104-0061)
電話 (03) 3541-4411 ~ 4
